

# 板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）



未来・創造  
ITABASHI 21

平成 24 年 3 月  
板 橋 区



## 板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）の策定にあたって

現在、板橋区では私が区長就任時のマニフェストに掲げた、「3つのナンバーワン」と「10のいたばしUP」を実現するため、平成23年1月に策定した「いたばしNo.1実現プラン2015」に基づき、様々な施策を展開しています。

この「いたばしNo.1実現プラン2015」では、「3つのナンバーワン」の各分野を横断して取り組む3つの重点戦略を定めています。その一つである『みどり』を『みらい』につなぐ～地球にやさしく品格のあるまちづくり戦略～において、環境分野の取組については、さらに強化していく方向性を示しております。

これまでも区は、平成5年4月に「『エコポリス板橋』環境都市宣言」を行う等、人と環境が共生するまちづくりを、区の施策における重要な柱の一つとして位置づけてきました。

平成12年4月には、都区制度改革の一環として、清掃事業が東京都から特別区に移管されたことに伴い、「板橋区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

その後、平成18年3月には第2次計画を策定し、現在までごみ減量やリサイクルに関する様々な施策を実施してきました。

平成23年度には、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を発展・拡大させた「板橋かたつむり運動」の積極的な展開のほか、東日本大震災の被災地に職員を派遣する等、清掃事業を通じた自治体間の支援も行いました。

一方、第2次計画の策定以降、平成20年4月に廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱回収）を実施する等、国や都の動向に加えて、区の廃棄物行政を取り巻く環境も大きく変化してまいりました。

そこで、区では今までの計画の理念を踏襲しつつも、廃棄物施策の再構築と強化を図り、ごみ減量やリサイクルの取組をさらに推進していくため、この度、新たに「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」を策定し、時とともに変化する社会ニーズに的確に応える環境行政を推進することといたしました。

今後も、本計画の基本理念である循環型都市「エコポリス板橋」の実現を目指し、全力を傾注してまいりますので、区民、事業者の皆様を始め、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

板橋区長

坂本 健





# 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の枠組み	2
(1) 対象廃棄物	2
(2) 対象地域	2
(3) 計画の対象となる主体	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
第2章 板橋区の概要	5
1 区の地域特性	5
(1) 位置・土地利用状況	5
(2) 人口・世帯動向	6
(3) 産業動向	8
2 区の宣言・関連計画	10
(1) 「エコポリス板橋」環境都市宣言	10
(2) 板橋区基本計画	10
(3) 板橋区環境基本計画	10
第3章 板橋区の一般廃棄物処理の現状	11
1 ごみ処理事業の沿革	11
2 資源・ごみの収集・処理量	12
(1) ごみ処理フロー（平成22年度）	12
(2) 資源処理フロー（平成22年度）	13
(3) 年間資源・ごみ収集量	14
(4) ごみ組成	15
3 分別・排出管理と収集運搬	16
(1) 区で収集するごみ	16
(2) 区では取り扱わないもの	17
(3) ごみ処理手数料	17
(4) 資源・ごみの収集体制	18
(5) 資源・ごみの収集方法	19
4 中間処理・最終処分	20
(1) 可燃ごみ	20
(2) 不燃ごみ	20
(3) 粗大ごみ	21
(4) 資源	21
(5) 最終処分	21

5	排出抑制・リサイクルの取組	22
(1)	ごみ減量の取組	22
(2)	普及啓発のための事業	23
(3)	戸別収集	24
(4)	事業者の取組	24
(5)	地域での指導	25
(6)	事業所への指導	25
(7)	集積所における指導	25
(8)	不法投棄防止と資源物抜き取り防止のパトロール	26
6	事業経費	26
第4章 計画策定に向けた課題		27
1	一般廃棄物処理基本計画（第2次）の進捗状況	27
(1)	一般廃棄物処理基本計画（第2次）の概要	27
(2)	数値目標の達成状況	28
(3)	主要課題の進捗状況	29
(4)	各計画項目の取組状況	31
2	計画策定に向けた課題	33
(1)	廃プラスチックの取り扱い	33
(2)	新たなごみ減量施策の検討・推進	33
(3)	家庭ごみ有料化に向けた取組	34
第5章 ごみ処理基本計画		35
1	計画の基本理念及び数値目標等	35
(1)	数値目標	35
(2)	基本理念	45
(3)	達成目標と基本方針	45
(4)	重点施策	46
2	ごみ処理基本計画	52
(1)	普及啓発計画	52
(2)	発生抑制計画	55
(3)	再利用促進計画	58
(4)	収集運搬計画	61
(5)	処理処分計画	63
(6)	運営管理計画	64
第6章 生活排水処理基本計画		66
1	生活排水処理の現状	66
(1)	生活排水処理形態別人口	66
(2)	生活排水の処理主体	66

2 生活排水処理基本計画	67
(1) 生活排水の処理方針	67
(2) 浄化槽の適正管理	67
(3) し尿の収集運搬及び処分	67
(4) 事業者責任の徹底	67

## 資料編

1 総排出量予測についての補足資料	71
(1) 1人1日あたりごみ・資源排出量（予測※1）	71
(2) 持込ごみ量（予測※3）	72
(3) 総排出量（予測※4）	73
(4) ごみ量及び資源量の内訳（予測※2）	74
2 計画策定の検討体制	76
(1) 板橋区資源環境審議会	76
(2) 板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会	76
(3) 「エコポリス板橋」推進本部	78
(4) 検討経過	79
3 環境都市宣言等	80
(1) 「エコポリス板橋」環境都市宣言	80
(2) 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例	81
4 用語集	99

図表の数値については、単位未満を四捨五入等しているため、内訳を積み上げた数値が合計の数値と一致しない場合があります。





# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

板橋区は、平成18年3月に人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現することを基本理念として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、第2次計画に基づき様々なごみの発生抑制や減量化に向けた施策を実施してきました。

第2次計画の策定以降、平成20年3月には国の循環型社会形成推進基本計画が改定され、新たなごみの削減目標等が設定されました。また、最近では容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）についても、根本的な取り扱いの見直しが行われる動きがあります。

このように、廃棄物行政を取り巻く環境が大きく変化していることから、区においても廃棄物の減量の施策として、再生利用はもちろんのこと、発生抑制及び再使用についても、積極的に対応することが求められています。

以上の点を踏まえ、第2次計画の進捗状況を評価・検証し、廃棄物施策の再構築と強化を図ることを目的に、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」を策定します。



### 3 計画の位置づけ

本計画は廃棄物処理法第6条第1項に基づいて策定されるもので、区の基本構想・基本計画・環境基本計画等との整合を図るものとします。

また、ごみの処理・処分を行う東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合も図るものとします。

なお、本計画は第2次計画に続く第三次計画になります。

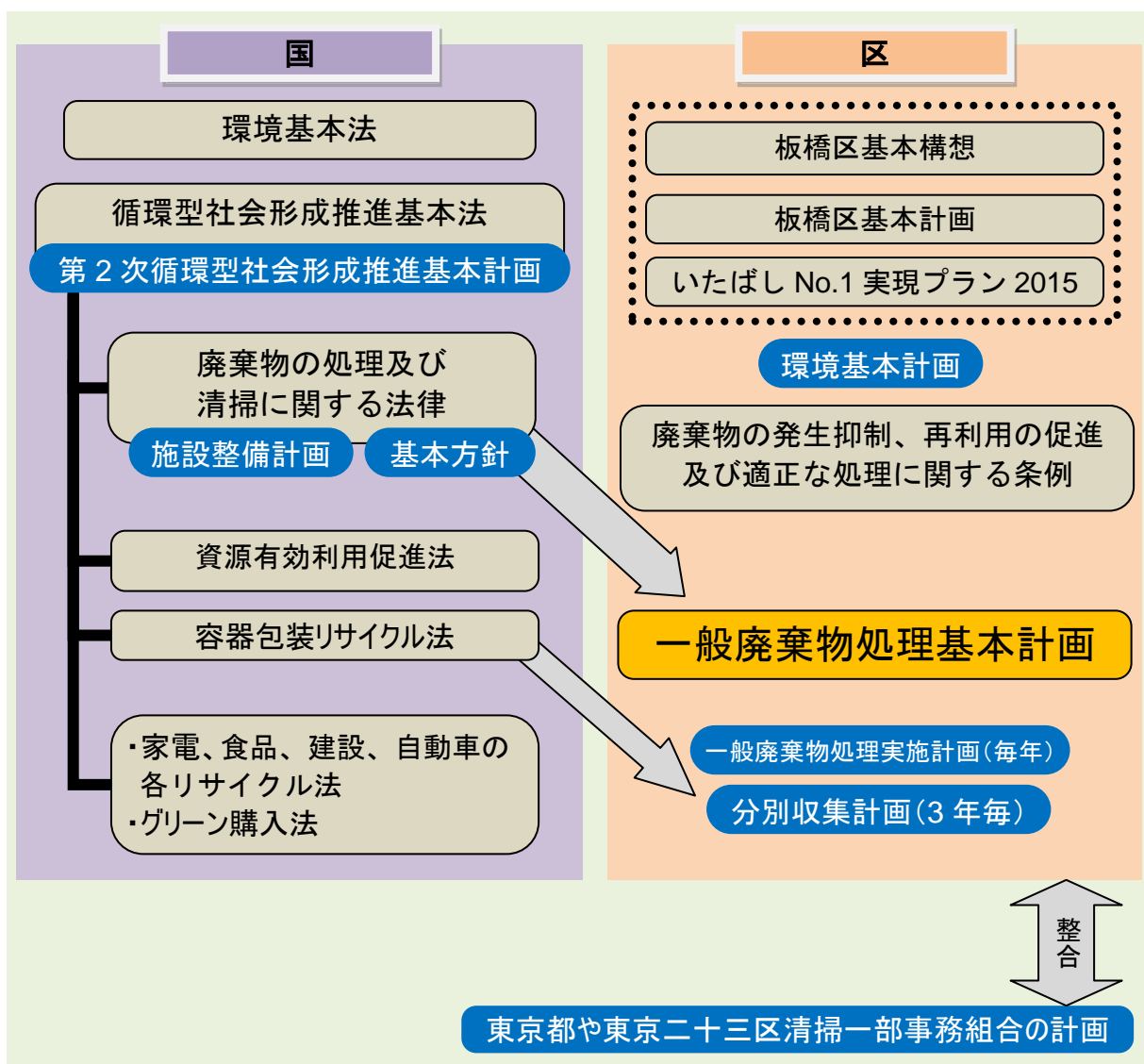


図 1-2 国の法体系と区や東京都等の計画の位置づけ

## 4 計画期間

本計画は、本区の長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針を定めるもので、計画期間は平成24年度から33年度までの10年間として、27年度を中間目標年次とします（27年度は第2次計画及び環境基本計画の目標年次です）。

計画前期に重点施策を中心に施策を展開した上で、中間目標年次等に進捗状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて計画後期にさらなる施策の追加・拡充を図っていきます。

また、計画は概ね5年毎に見直すほか、計画の前提条件に大きな変動があった場合も見直しを行うこととします。



図 1-3 計画期間

## 第 2 章 板橋区の概要

### 1 区の地域特性

#### (1) 位置・土地利用状況

板橋区は、東京 23 区の北西部の荒川と多摩川にはさまれた、武蔵野台地の北東端付近に位置しています（図 2-1）。面積は 32.17km<sup>2</sup>、東西に 7.1km、南北に 6.7km で、面積の 4 分の 3 は平均海拔 30m 前後の武蔵野台地上にあり、残りは荒川の沖積低地により形成されており、概ね北部が低地、南部が高台となっています。平成 21 年 1 月時点での地目別土地面積では、住宅地区が 88.7% と大多数を占め、次いで工業地区が 7.7% と多くなっています（図 2-2）。

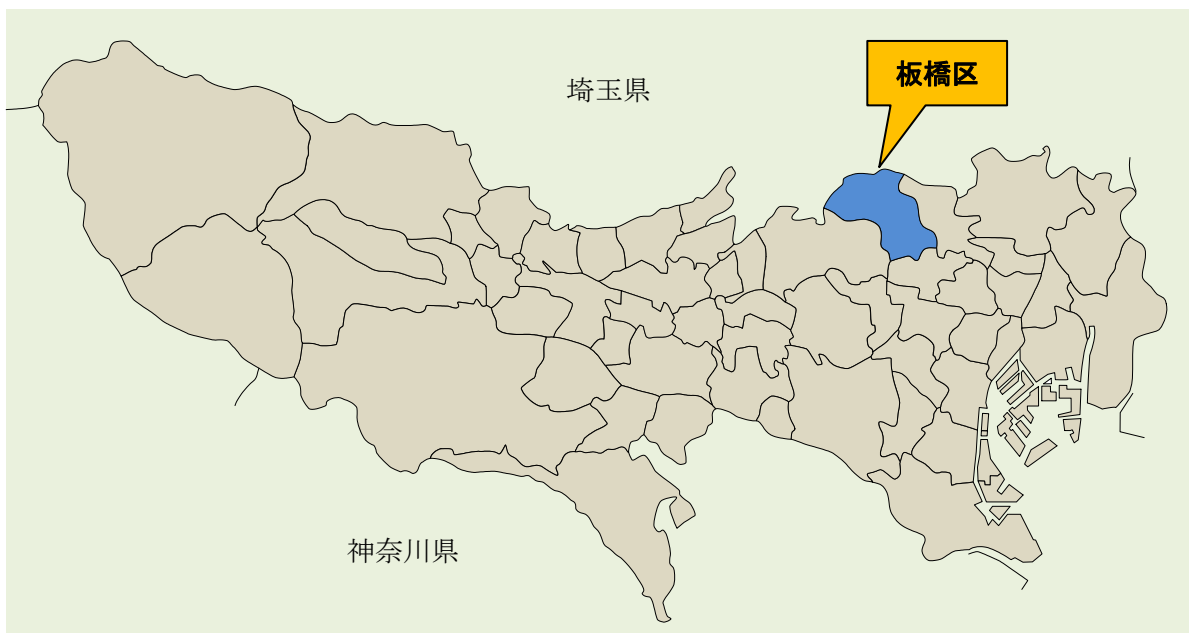
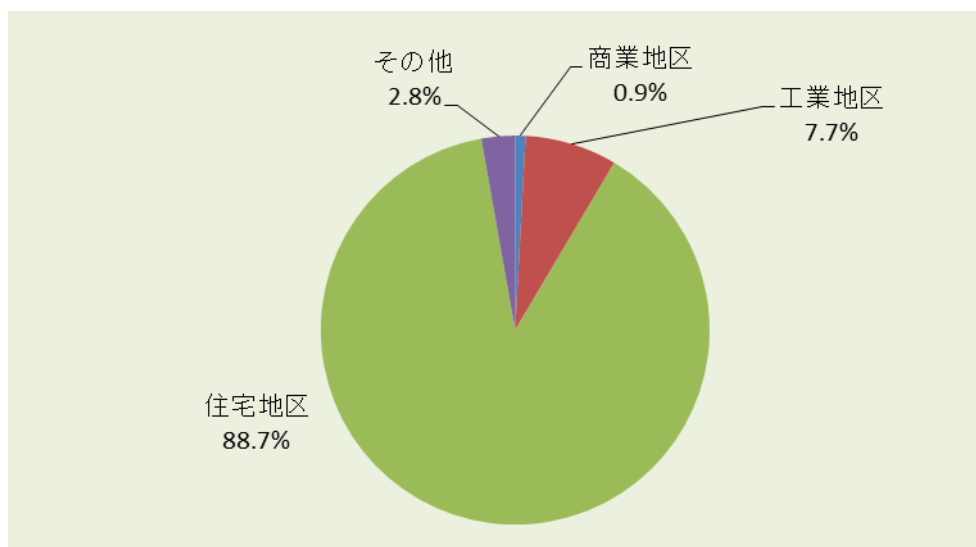


図 2-1 東京都における板橋区の位置



出典：東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」

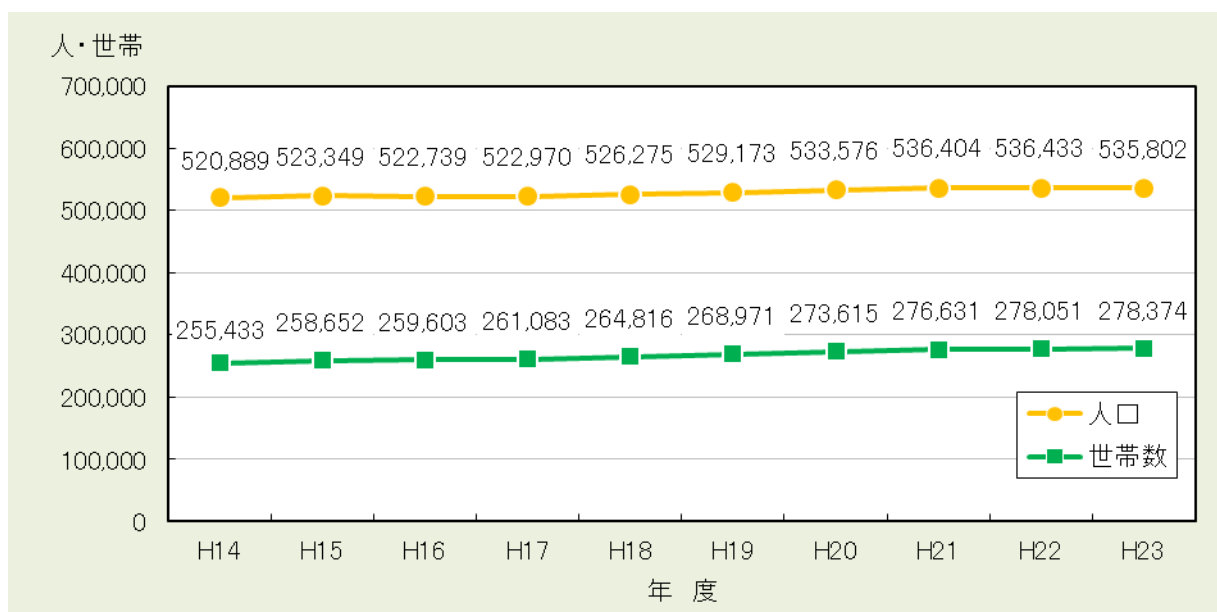
図 2-2 土地の利用状況

## (2) 人口・世帯動向

平成23年10月1日現在の区の人口は約53万人、世帯数は約28万世帯で、人口はここ数年横ばいで推移しています(図2-3)。年間で、約3万2千人の他地域からの転入、約3万人の他地域への転出があり、全人口の約6%が毎年入れ替わっている計算になります(図2-4)。

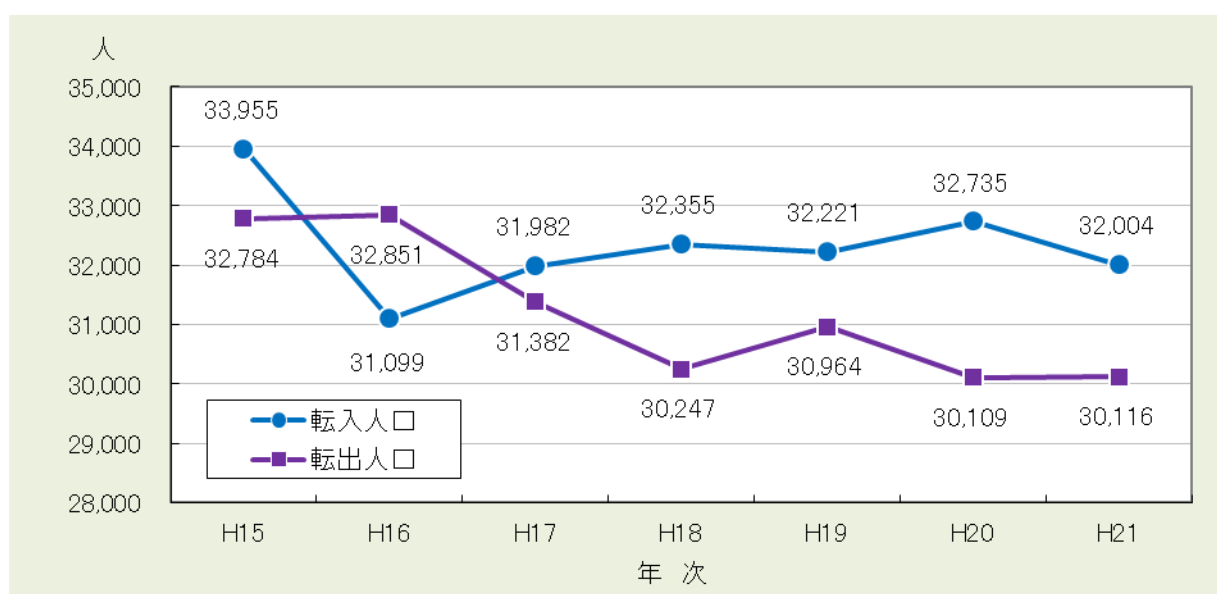
本区の世帯人数別の世帯数割合は、平成22年国勢調査で1人世帯が50.1%と過半数となりました(図2-5)。次いで2人世帯が約23%、3人世帯が約14%となっています。平均世帯人数は平成23年10月1日現在で約1.9人です。

また、国勢調査によると、世帯の約76%は共同住宅に住んでおり、5階以下の低層住宅居住世帯が約45%、6階以上の中高層住宅居住世帯が約31%です(図2-6)。



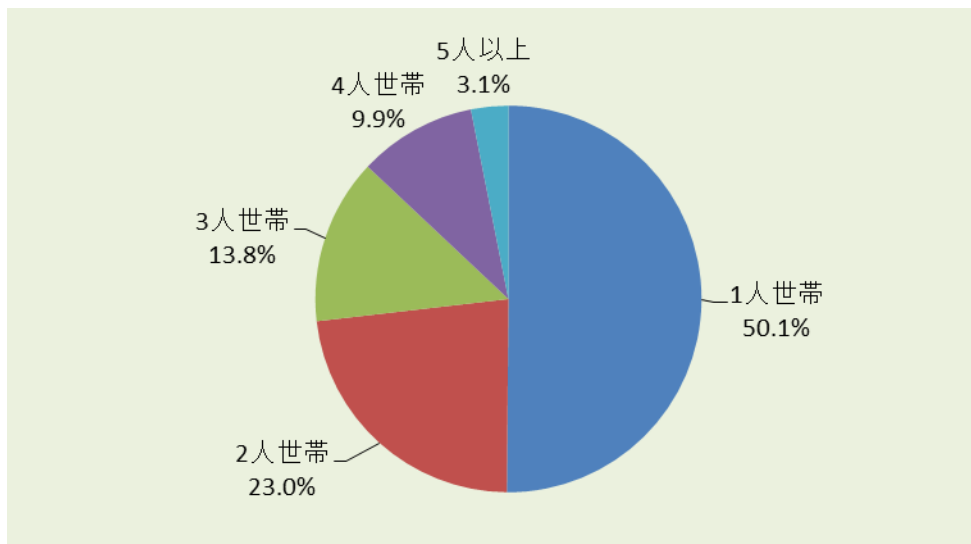
出典：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年度10月1日人口、世帯数）

図 2-3 人口・世帯数の推移



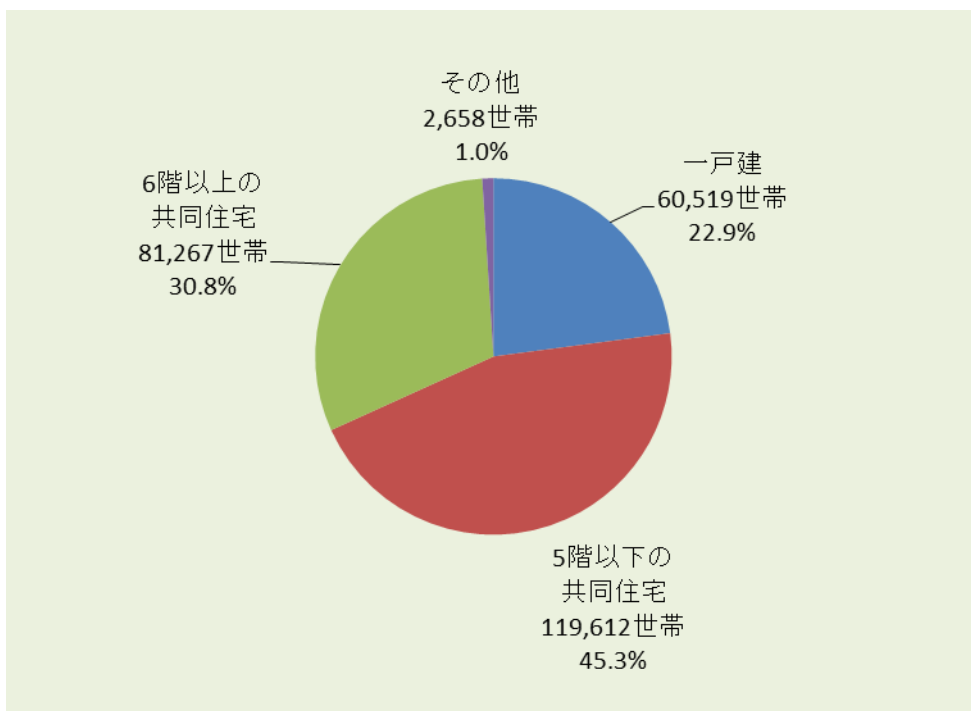
出典：区民文化部戸籍住民課資料

図 2-4 社会動態人口



出典：平成 22 年国勢調査

図 2-5 世帯人員別の世帯数割合



出典：平成 22 年国勢調査

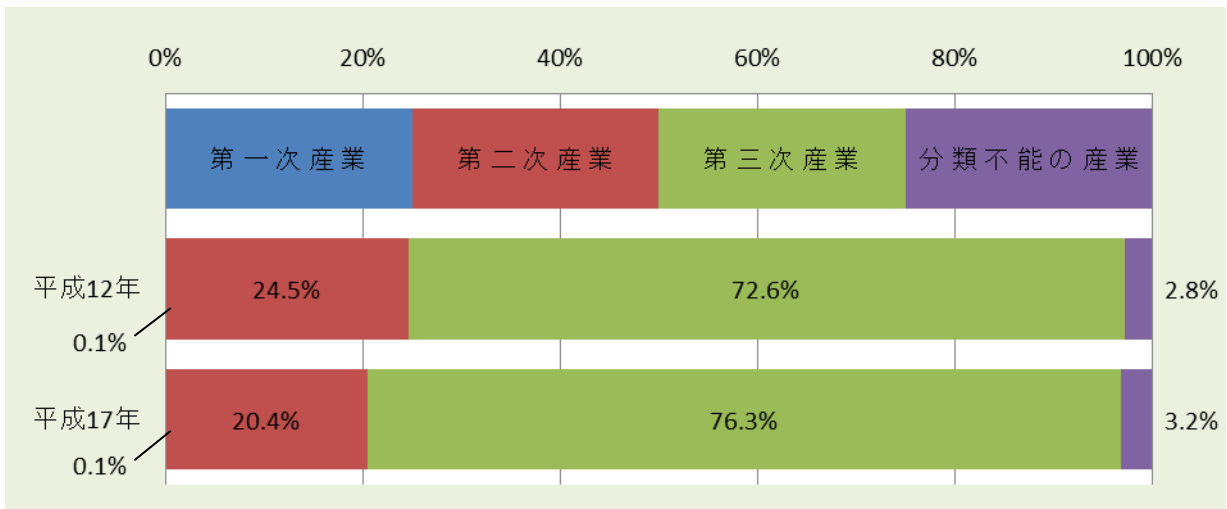
図 2-6 居住形態別世帯数割合

### (3) 産業動向

本区は、平成17年では、第三次産業人口が76.3%と多くを占めており、12年と比べて3.7ポイント増加しました(図2-7)。一方、第二次産業人口は20.4%で、平成12年と比べて4.1ポイント減少しました。第一次産業は平成12年から変わらず0.1%で僅かです。

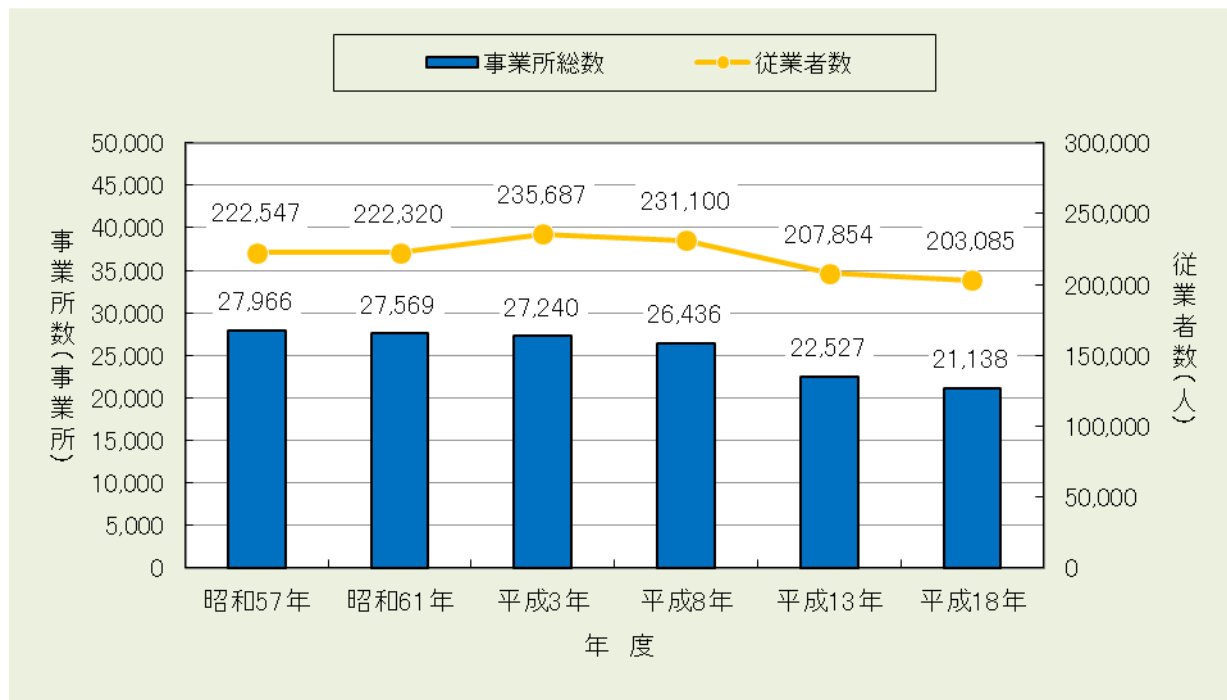
区内の事業所は、平成18年は21,138事業所であり、昭和57年から減少傾向にあります(図2-8)。

また、業種の内訳は、卸売・小売業が最も多く24.2%を占めており、次いで飲食店、宿泊業が13.9%、製造業が13.3%と続いています(図2-9)。



出典：平成12・17年事業所・企業統計調査

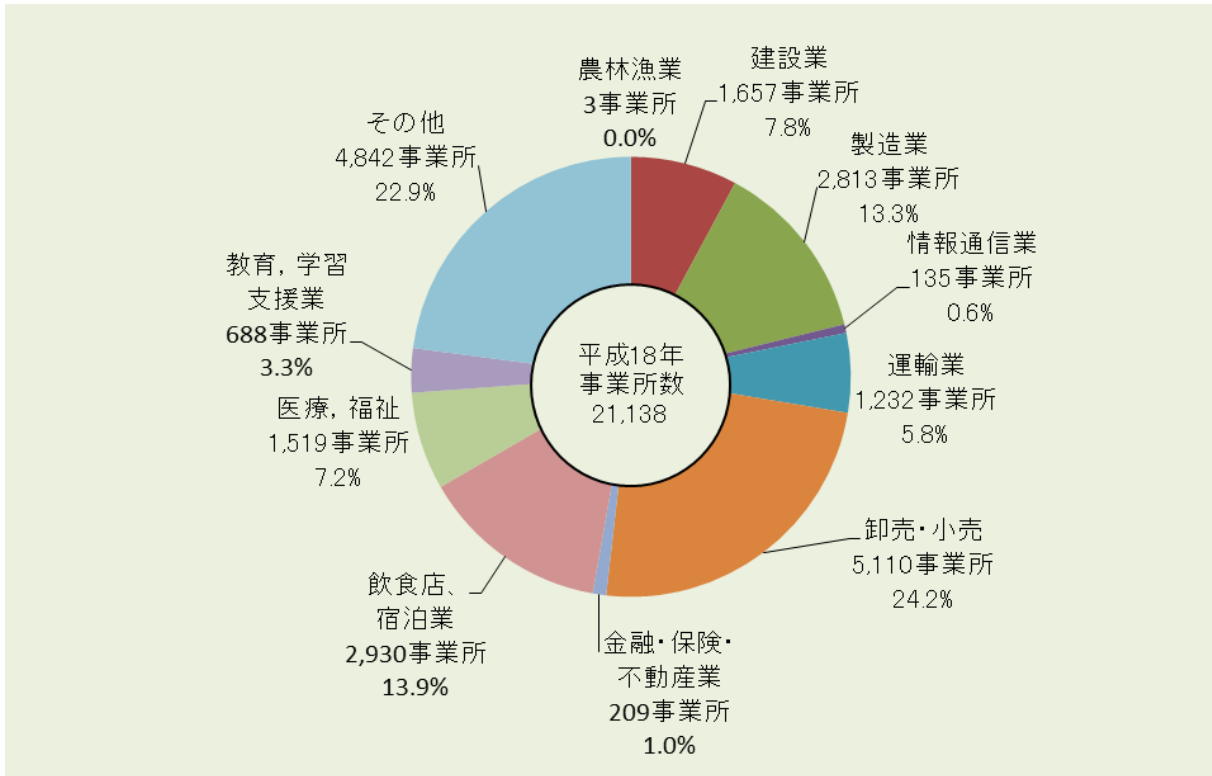
図2-7 産業別人口割合の推移



出典：事業所・企業統計調査

図2-8 事業所数・従業者数





出典：平成18年事業所統計調査

図 2-9 事業所の産業分類別内訳

## 2 区の宣言・関連計画

### (1) 「エコポリス板橋」環境都市宣言

『エコポリス板橋』環境都市宣言は、真に快適な環境を創造するために、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指し、平成5年4月に宣言されました（P. 80 参照）。

（一部抜粋）

1. 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します
2. 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします
3. 私たちは みどりや水 空気を大切に守り 様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

### (2) 板橋区基本計画

「板橋区基本計画～いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”～」は、平成18年1月に策定されました。計画期間は平成18年度から27年度までの10年間となっています。資源循環型社会の実現に関しては、計画の基本目標3「安全で安心なうるおいのあるまち」の中で、リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進が掲げられています。

また、板橋区基本計画の施策体系との整合を図りつつ、「3つのナンバーワン」を始めとする区長マニフェスト（政策提言）を計画的に実施するための「いたばしNo.1 実現プラン2015」が、平成23年1月に策定されています。

### (3) 板橋区環境基本計画

「板橋区環境基本計画（第二次）」は、平成21年3月に策定されました。計画期間は平成21年度から27年度までの7年間となっています。計画では、板橋区の将来の姿として5つの望ましい環境像を示し、その中の一つを「循環型社会を実現するまち」としています。

また、平成27年度までの短期目標の中に、ごみの発生抑制・リサイクルの数値目標を掲げています（表2-1）。

表 2-1 環境基本計画におけるごみの発生抑制・リサイクルの数値目標

項目	目標値（平成27年度）
区全体から排出されるごみの量 （資源回収を除く）	13万t程度
リサイクル率	25%以上

## 第3章 板橋区的一般廃棄物処理の現状

### 1 ごみ処理事業の沿革

平成12年に清掃事業が東京都より特別区へ事務移管され、区主体による清掃事業が始まりました。

平成19年には分別品目を変更して、ペットボトルの集積所収集を本格実施しました。平成20年にはサーマルリサイクルを本格実施し、プラスチック類・ゴム製品類・革製品類の分別が、不燃ごみから可燃ごみに変更になりました。

また、収集回数が可燃ごみは週2回から週3回に、不燃ごみは週1回から隔週1回を経て、月2回に変更になりました。

表 3-1 ごみ処理・リサイクル事業の主な経緯

平成12年	3月	板橋区一般廃棄物処理基本計画策定
	4月	清掃事業が東京都より特別区へ事務移管
平成13年	9月	東京都板橋区リサイクル推進事業者の認定に関する要綱施行(いたばしエコ・ショップ)
平成14年	11月	板橋清掃工場竣工
平成15年	2月	商店街等戸別収集開始(モデル地区)
平成18年	1月	板橋区立リサイクルプラザ開設
	3月	板橋区一般廃棄物処理基本計画(第2次)策定
	4月	粗大ごみ日曜収集・持込事業開始
	10月	ペットボトル集積所収集モデル事業開始(区内1/6地域)
平成19年	7月	サーマルリサイクルモデル収集開始(高島平三丁目地区)
	10月	ペットボトル集積所収集本格実施(区内全域)
		サーマルリサイクルモデル収集拡大(板橋西清掃事務所管内全域)
		食品用トレイ・ボトル容器拠点回収開始(区内公共施設を中心に93か所)
平成20年	4月	サーマルリサイクル本格実施(区内全域)
		粗大ごみ毎日区内全域収集開始
		粗大ごみ及び事業系ごみ手数料改定
平成21年	3月	三園中継所廃止
	10月	古布・廃食用油のイベント時(区民まつり、地区まつり等)の試行回収開始
平成23年	4月	古布・廃食用油の拠点回収開始
平成24年	3月	板橋区一般廃棄物処理基本計画(第三次)策定

## 2 資源・ごみの収集・処理量

### (1) ごみ処理フロー（平成 22 年度）

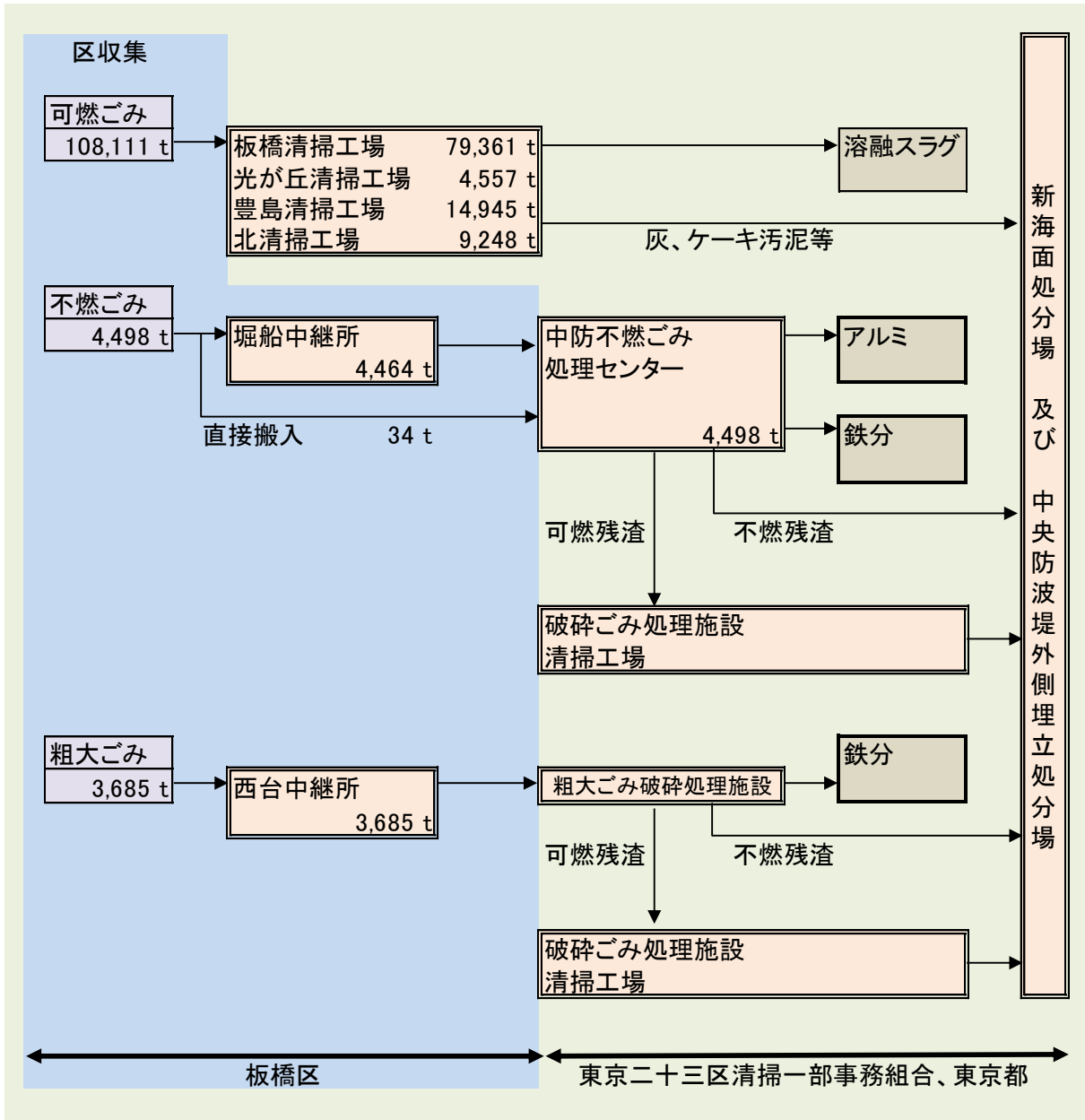


図 3-1 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理フロー

(2) 資源処理フロー (平成 22 年度)

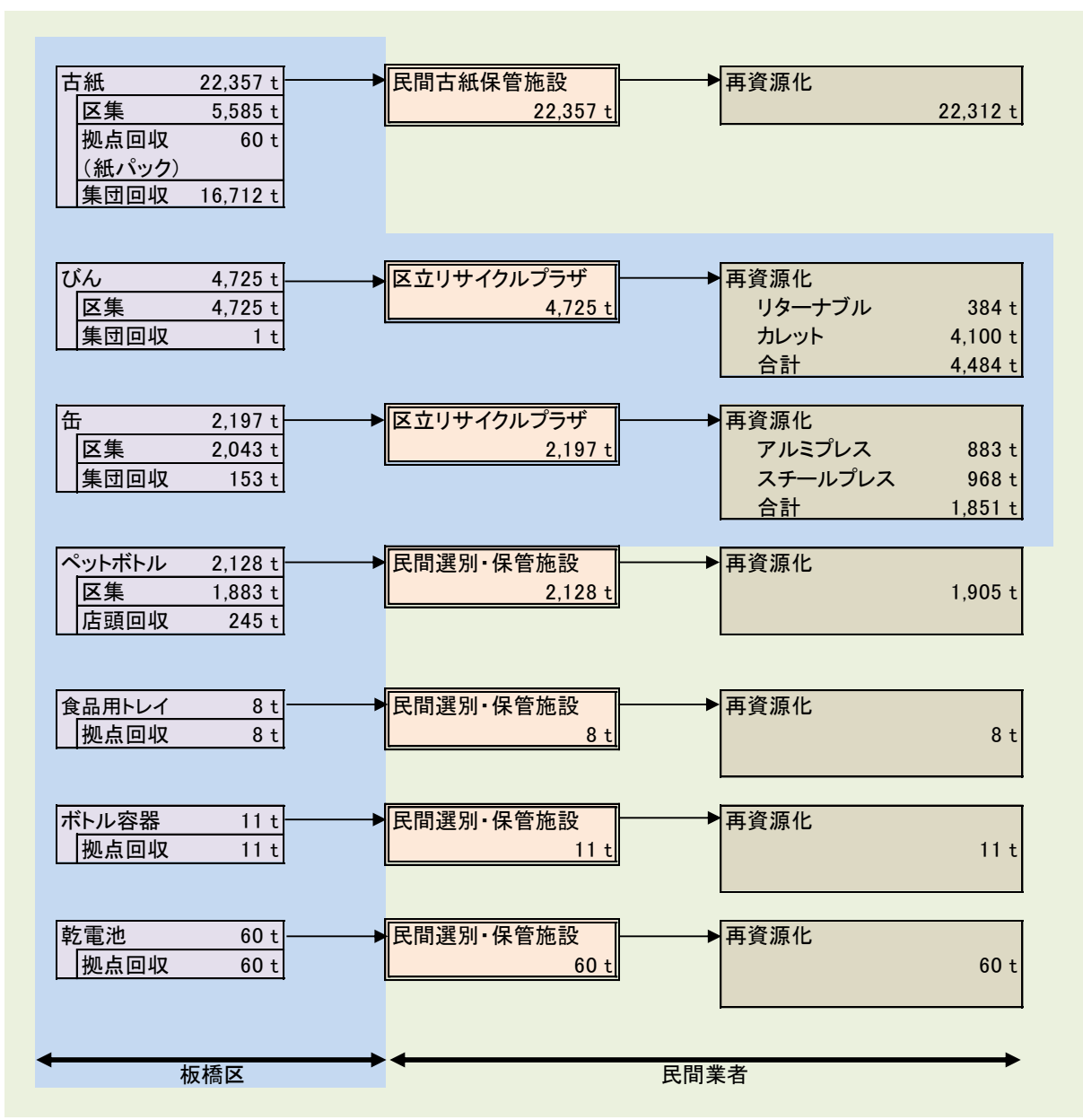


図 3-2 資源の処理フロー

### (3) 年間資源・ごみ収集量

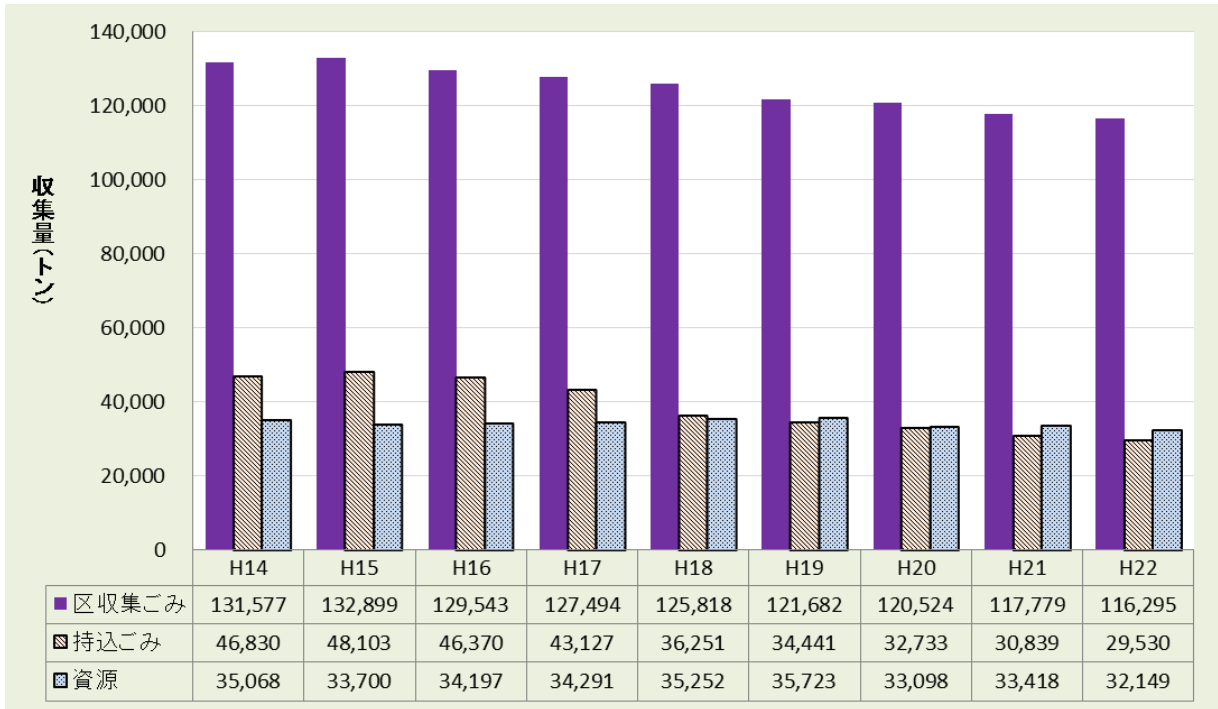


図 3-3 年間資源・ごみ収集量

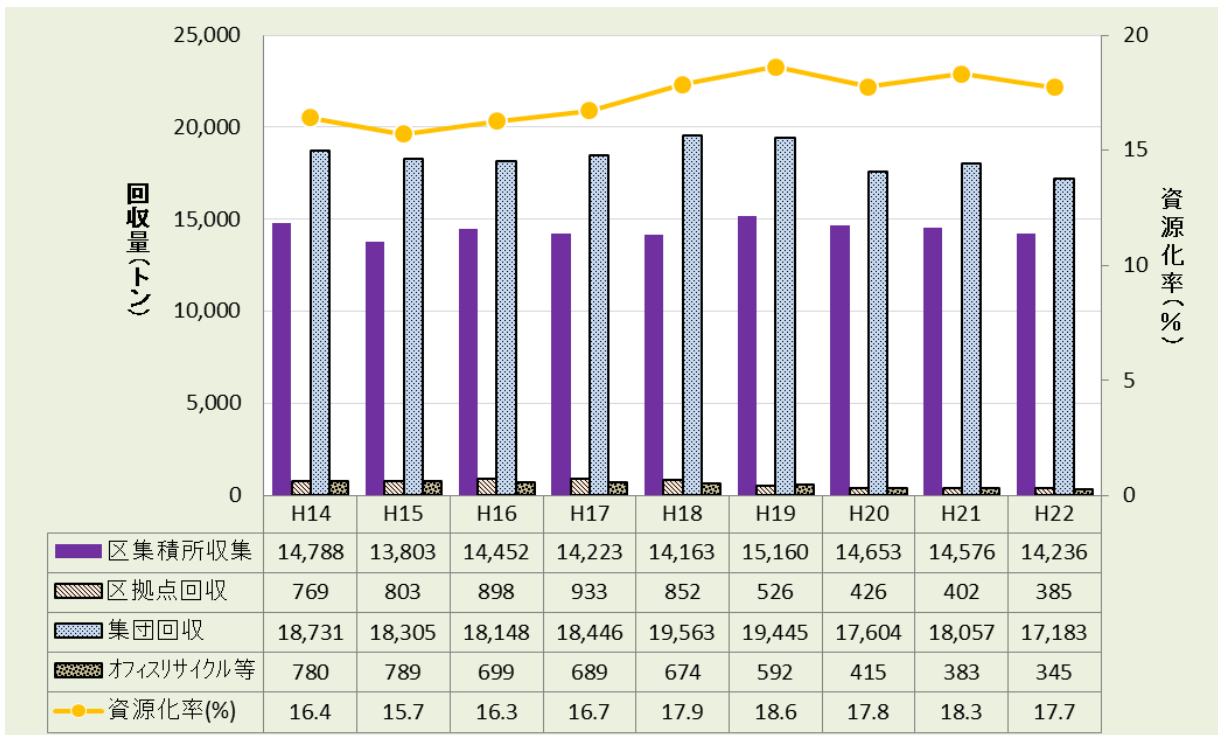


図 3-4 資源回収量の内訳

(4) ごみ組成

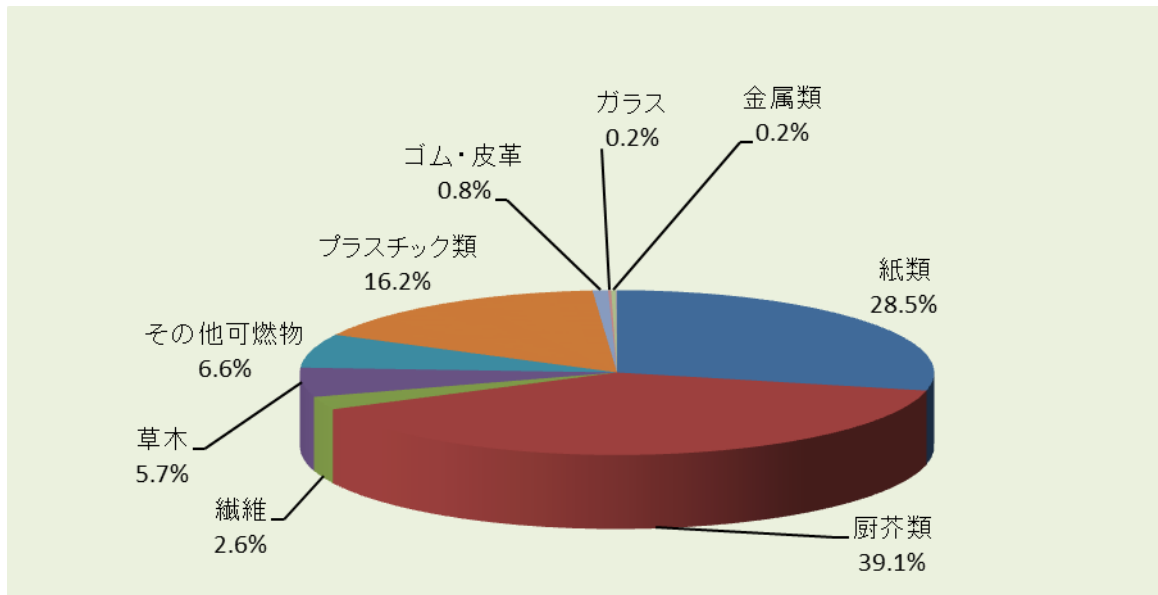


図 3-5 可燃ごみの組成 (平成 22 年度)

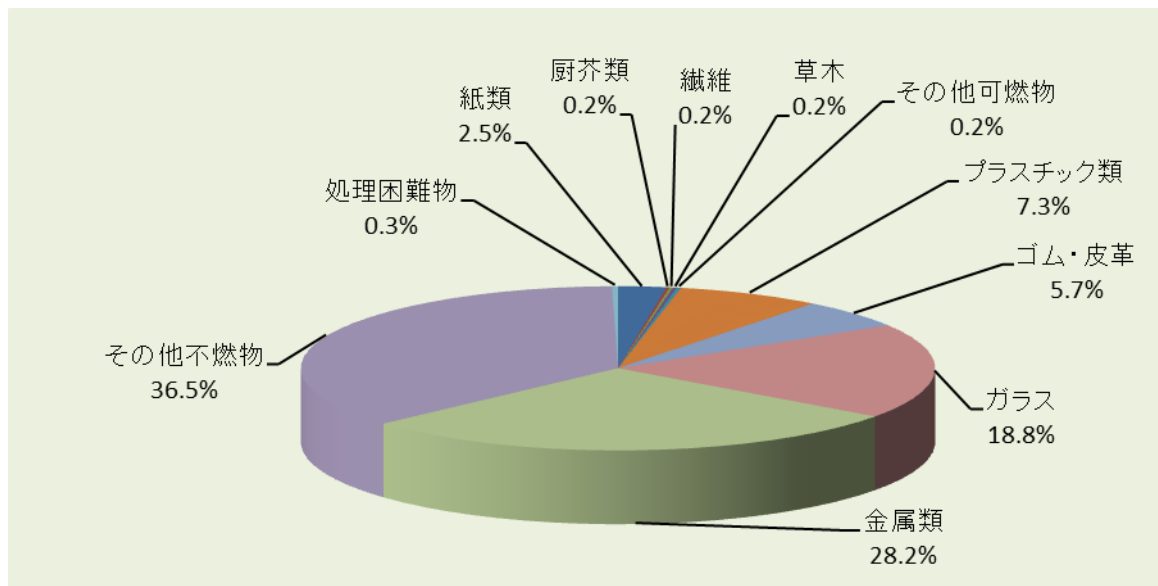


図 3-6 不燃ごみの組成 (平成 22 年度)

### 3 分別・排出管理と収集運搬

#### (1) 区で収集するごみ

平成 23 年度時点での資源・ごみの分別区分は、表 3-2 のとおりです。

表 3-2 資源・ごみの分別区分

分別区分	排出方法	主な品目	備考	
可燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くず、プラスチック類、革製品類、ゴム製品類、生理用品、たばこの吸殻、落ち葉、少量の植木剪定枝等		
不燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	金属類、ガラス類、陶磁器類、最大辺が概ね 30cm 未満の家電製品等		
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼付	家具、布団、各種電化製品、厨房用具類、自転車等 最大辺が概ね 30cm 以上のもの	家電リサイクル対象品目及びパソコンを除く	
資源	古紙	種類別に分けてしぼる	新聞(折込チラシ含む)、雑誌(書籍、ボール紙、菓子箱含む)、段ボール	
	びん	黄色の回収箱に入れる	ガラスの飲食料用びん	
	缶	青色の回収箱に入れる	飲食料用アルミ・スチール缶	
	ペットボトル	回収容器に入れる	ペットボトル	
	紙パック	拠点の専用容器に入れる	牛乳パック	内側にアルミ箔の貼ってあるもの、キャップがついているものは可燃ごみへ
	乾電池	拠点の専用容器に入れる	マンガン電池、アルカリ電池	ボタン電池は買ったお店へ
	食品用トレイ	拠点の専用容器に入れる	肉や魚等の容器として使用されている、皿状の発泡スチロール製食品用トレイ(プラマーク表示あり)	透明のトレイ・パックは可燃ごみへ
	ボトル容器(プラスチック製)	拠点の専用容器に入れる	シャンプーやリンス、洗剤、食用油、ソース等の容器(プラマーク表示あり)	
	古布	拠点(区内6か所)の回収袋に入れる	衣類、タオル	清掃リサイクル課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所、リサイクルプラザ、エコポリスセンター、熱帯環境植物館で回収
	廃食用油	拠点(区内6か所)の回収箱に入れる	天ぷら油・サラダ油等の食用油	



## (2) 区では取り扱わないもの

表 3-3 に掲載されているものについては、区の収集対象とせず、販売店や専門の処理業者へ処理を依頼することとなっています。

表 3-3 区では取り扱わないもの

内容	品目例
有害性、危険性、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等)、石油類(ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル)、工業製品(塩素、硫酸、硝酸、クロム等)、花火、印刷用インク、マッチ、未使用の使い捨てライター、現像液、自動車燃料用添加剤、自動車のバッテリー等
区の収集、処分作業に支障をきたすもの	タイヤ、ピアノ、消火器、耐火金庫、薬品類、石、ブロック、土、砂等
医療系廃棄物	注射針、血のついたガーゼ
その他	自動車、オートバイ

## (3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は表 3-4、ごみ処理券の価格は表 3-5 のとおりです。

表 3-4 ごみ処理手数料

区分		手数料	備考
家庭ごみ	区で収集	1日平均10kgを超えるごみ	32.5円/kg
		臨時ごみ	32.5円/kg
		粗大ごみ	品目別に手数料を設定
	持ち込む場合	粗大ごみ	品目別に手数料を設定(品目別引き取り料金の半額)
事業系ごみ	区で収集	ごみ処理券方式	ごみ袋の容量に合わせてごみ処理券を貼付
		臨時ごみ	32.5円/kg
	持ち込む場合	臨時ごみ	14.5円/kg
		継続持込	14.5円/kg

表 3-5 ごみ処理券の価格

事業系ごみ	特大 70 L 相当 (軽いごみ専用 緑色)	1 セット 5 枚	2,135 円 (1 枚 427 円)
	大 45 L 相当 (可燃、不燃共用 青色)	1 セット 10 枚	2,740 円 (1 枚 274 円)
	中 20 L 相当 (可燃、不燃共用 赤色)	1 セット 10 枚	1,220 円 (1 枚 122 円)
	小 10 L 相当 (可燃、不燃共用 黄色)	1 セット 10 枚	610 円 (1 枚 61 円)
家庭ごみ (粗大ごみ)	処理券 A(200 円)、処理券 B(300 円)を組み合わせ、所定の金額を支払う。		

#### (4) 資源・ごみの収集体制

分別区分別の収集体制は表 3-6 のとおりです。可燃・不燃ごみの収集は直営車両と雇い上げ車両（以下、「雇上車両」という。）、粗大ごみ及び資源の収集は民間車両で行っています。直営車両は区が所有している車両で、雇上車両は民間業者からの借り上げ、民間車両は民間委託した業者の車両です。

表 3-6 分別区分別の収集体制

分別区分	収集車両	収集方法	収集頻度
可燃ごみ	直営車両・雇上車両	集積所収集	週3回
不燃ごみ	直営車両・雇上車両	集積所収集	月2回
粗大ごみ	民間車両	戸別収集	申込制、指定日収集
資源	古紙	民間車両	集積所収集
	びん	民間車両	集積所収集
	缶	民間車両	集積所収集
	ペットボトル	民間車両	集積所収集
	紙パック	民間車両	拠点回収
	乾電池	民間車両	拠点回収
	食品用トレイ	民間車両	拠点回収
	ボトル容器(プラスチック製)	民間車両	拠点回収
	古布	民間車両	拠点回収
廃食用油	民間車両	拠点回収	

表 3-7 区が所管する清掃事業用車両（平成 23 年度）

単位:台

	直営車両	雇上車両	合計
板橋東清掃事務所	13	44	57
板橋西清掃事務所	11	28	39
合計	24	72	96

## (5) 資源・ごみの収集方法

収集方法は、集積所収集・拠点回収・集団回収があり、その収集対象は表 3-8 のとおりです。

### 1) 集積所収集

区内全域にある集積所に、区民や事業者が出した可燃ごみ・不燃ごみ・資源を、行政が収集します。

### 2) 拠点回収

地域センターや保育園等の公共施設に、食品用トレイやボトル容器等の資源を回収するための専用容器を設置し、区民が資源を排出します。

### 3) 集団回収

10 世帯以上の区民が自主的に団体を作り、回収の日時や場所を決めて、定期的に古紙（新聞・雑誌・ダンボール）等の資源を集めて、回収業者に引き渡します。

表 3-8 区の収集方法・対象

収集方法	行政回収			集団回収
	集積所収集	拠点回収	区内6か所	
収集対象	可燃ごみ 不燃ごみ 古紙 びん・缶 ペットボトル	食品用トレイ ボトル容器 乾電池 紙パック	古布 廃食用油	古紙 古布 他
設置箇所数 (H23. 4. 1 現在)	約 19,000 か所	合計 786 か所	6か所	882 団体

## 4 中間処理・最終処分

板橋区から発生するごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理（焼却・破碎）を行った後、東京都が設置・管理する最終処分場で埋立処分します。

なお、一般廃棄物の処理施設の整備は、特別区が共同で取り組むため、東京二十三区清掃一部事務組合が行っています。

### (1) 可燃ごみ

可燃ごみは、主に板橋清掃工場、光が丘清掃工場、豊島清掃工場、北清掃工場に搬入されていますが、多くは板橋清掃工場に搬入されています。板橋清掃工場の概要は表 3-9 のとおりです。焼却灰の一部は砂の代替材料として利用可能な熔融スラグとなります。その他の灰、ケーキ汚泥等は最終処分場に埋め立てられます。

表 3-9 板橋清掃工場の概要

所在地	板橋区高島平九丁目 48 番 1 号	
竣工年月	平成 14 年 11 月	
ごみ焼却炉	炉型式	W+E 式全連続燃焼式火格子焼却炉
	設計最高発熱量	12,100 kJ/kg
	処理能力	600 トン/日 (300 トン/日×2 炉)
灰熔融炉	炉型式	3相アーク式長円形型(電気式)
	処理能力	180 トン/日 (90 トン/日×2 炉)
余熱利用	発電出力	13,200kW
	給熱	区立高島平温水プール 区立熱帯環境植物館 区立高島平ふれあい館 都立板橋特別支援学校

出典：東京二十三区清掃一部事務組合 事業概要平成 22 年版

### (2) 不燃ごみ

不燃ごみは、収集後に北区の堀船中継所で輸送船舶に積み替えられるか、清掃車両により、東京湾の中央防波堤内側埋立地内にある中防不燃ごみ処理センターに搬入され処理されています。中防不燃ごみ処理センターの概要は表 3-10 のとおりです。鉄、アルミを回収した後、陶磁器くず等の不燃物は埋め立て処分しています。

表 3-10 中防不燃ごみ処理センターの概要

所在地	江東区青海二丁目地先
竣工年月	昭和 61 年 12 月(※第一プラント) 平成 8 年 10 月(第二プラント)
処理能力	33 トン/h×2 基(※第一プラント) 48 トン/h×2 基(第二プラント)
処理方式	横型回転衝撃式
選別品目	鉄分、アルミニウム、不燃物、その他ごみ

※第一プラントは休止中

出典：東京二十三区清掃一部事務組合 事業概要平成 22 年版

### (3) 粗大ごみ

粗大ごみは、西台中継所を経由して、中央防波堤内側埋立地内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入され、破碎・減容化されます。粗大ごみ破碎処理施設の概要は表 3-11 のとおりです。鉄は回収し、可燃物は破碎ごみ処理施設又は清掃工場に搬送して、焼却処理し、不燃物は埋め立て処分しています。

表 3-11 粗大ごみ破碎処理施設の概要

所在地	江東区青海二丁目地先
竣工年月	昭和 54 年 6 月
処理能力	27トン/h×2 基
処理方式	縦型回転衝撃式

出典：東京二十三区清掃一部事務組合 事業概要平成 22 年版

### (4) 資源

古紙、ペットボトル、食品用トレイ、ボトル容器、乾電池は、民間の資源回収業者に再商品化を委託しています。びん、缶については、平成 18 年 1 月に稼動した板橋区立リサイクルプラザにおいて資源化を行っており、概要は表 3-12 のとおりです。

表 3-12 板橋区立リサイクルプラザの概要

所在地	板橋区舟渡四丁目 4 番 16 号
竣工年月	平成 18 年 1 月
処理能力	びん:20トン/日 缶:10トン/日
処理方式	びん:選別 缶:選別・圧縮

### (5) 最終処分

焼却施設から出る焼却残渣、不燃ごみ、資源分別後の残渣等については、東京都が所有する新海面処分場、中央防波堤外側埋立処分場で最終処分を行っています。新海面処分場の概要は表 3-13 のとおりです。

表 3-13 新海面処分場の概要

敷地面積	480ha
埋立面積	319ha
現時点での埋立量	約 464 万トン (平成 19 年度末現在)
埋立期間	平成 10 年～

出典：東京都廃棄物埋立処分場 東京都環境局資料

## 5 排出抑制・リサイクルの取組

### (1) ごみ減量の取組

#### 1) リサイクルプラザ

リサイクルプラザ内にリサイクル（再生品）展示コーナーがあり、家庭で不用になった家具等の大型不用品を回収・清掃し、安価で提供しています。

#### 2) 家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費助成

生ごみの家庭内での減量・資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費の一部を助成しています。過去5年間の補助実績は表 3-14 のとおりです。

また、堆肥作り講習会を年6回行っています。

表 3-14 家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器購入費補助の実績

単位:件

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生ごみ処理機	114	61	45	40	19
コンポスト容器	11	19	18	10	4

#### 3) 集団回収への支援

区民が 10 世帯以上集まって団体をつくり、回収の日時や場所を決めて、定期的に古紙（新聞・雑誌等）や古布等を集め、資源回収業者に引き渡す自主的な活動です。団体には町会や自治会、集合住宅等いろいろな形態があり、平成 23 年 3 月 31 日現在で 882 団体が集団回収団体として登録して活動しています（図 3-7）。

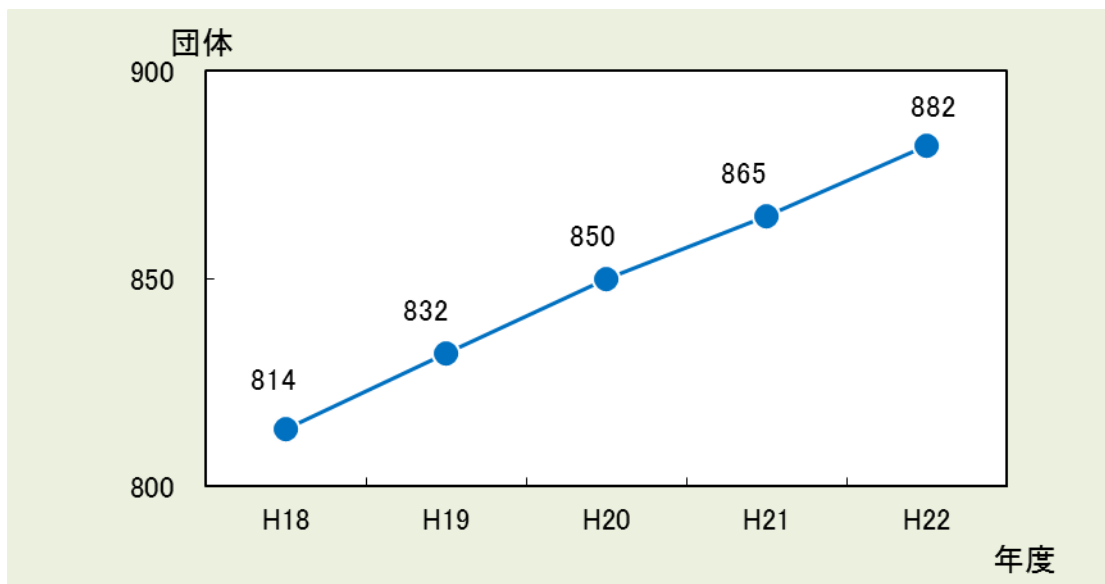


図 3-7 集団回収登録団体数

## (2) 普及啓発のための事業

### 1) エコポリスセンター

エコポリスセンターは、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指して、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信、環境活動の拠点施設として、平成7年4月に開設しました。

環境について「知る」→「考える」→「行動する」という自然なステップアップが図れるよう事業が組み立てられており、区民や団体等の自主的な活動を支援する役割を担っています。

### 2) ごみ・リサイクルハンドブックの作成

資源・ごみの排出方法に関する疑問を解決するための冊子で、分別方法や排出先について細かく解説しています。転入者、小中学校、イベント、区の窓口で配布を行っており、区のホームページからも入手することができます。

なお、平成24年度は、資源とごみの分け方・出し方のチラシとごみ・リサイクルハンドブックを統合した「かたつむりのおやくそくハンドブック」を新たに作成し、区内全戸配布します。



### 3) ごみ減量・リサイクル出前講座

区内の保育園、幼稚園、小中学校、町会、自治会等に職員が出向き、ごみ減量・リサイクルの普及をテーマとして、出前講座や講師派遣等を無料で行っています。平成22年度は51回実施しました。過去に実施した主な内容は以下のとおりです。

- ①板橋区のごみ処理・リサイクルの流れについて
- ②資源・ごみの分別クイズ
- ③生ごみからたい肥作り

### 4) リサイクル推進員

区には、ごみ減量やリサイクルに熱意のある区民をリサイクル推進員として、委嘱する制度があります。リサイクル推進員は、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組み、ごみ出しに関する情報の普及啓発等を行う地域のリーダーです。平成23年3月31日現在、551名の区民がリサイクル推進員として、不法投棄の通報を含めた様々な活動を支援しています。

### 5) ごみの収集曜日や粗大ごみ収集日のEメール通知

区のホームページ上で登録を行えば、登録した地域の可燃ごみ・不燃ごみ・資源の収集曜日や、申し込んだ粗大ごみの収集日および収集終了について、携帯電話やパソコンにEメールでお知らせしています。

### (3) 戸別収集

集積所にごみを出すことが困難な高齢者・障がい者の方を対象に、玄関先からごみを収集する戸別収集を行っています。

また、希望者には「広報いたばし」を配布しています。

### (4) 事業者の取組

#### 1) リサイクル推進事業者（いたばしエコ・ショップ）

ごみの減量や再生品の販売を始めとして、様々な形でリサイクルに積極的に取り組んでいる事業者を「リサイクル推進事業者」として認定し、「いたばしエコ・ショップ」の愛称で積極的に区民に紹介しています。以下の項目のうち2項目以上の取組をしているお店が対象となります。平成23年7月1日現在で118店が認定されています。

##### ①販売に関する項目

- 再生品や環境に配慮した商品の積極的な販売
- 過剰包装の自粛
- 買い物袋（かご）の推奨
- 販売した商品の下取りや修理
- 使い捨て容器や商品の販売の自粛

##### ②リサイクルの推進に関する項目

- リサイクルコーナーの設置
- 資源化物の回収

##### ③啓発・情報発信等に関する項目

- リサイクルや環境に関する情報の収集、提供
- 店舗から排出するごみ処理等に関する項目
- 事業者責任に基づく廃棄物の適正な排出
- 再生品の積極的な利用

#### 2) オフィスリサイクル

区内の事業者5団体と区が協力して設置している「板橋区オフィスリサイクル実行委員会」により、運営されている民間の資源回収システムです。区で事業を営む商店や会社が、共通の古紙回収ルートに参加し、より効率的なリサイクル活動を行います。

事業所単位で会員登録をした上で、指定の専用紙袋又は専用紙ひもで古紙を分別し、建物一階玄関先等の回収しやすい場所に排出すれば、毎週1回決まった曜日に回収します。シュレッダー処理紙や機密文書まで幅広く対応しています。平成23年3月31日現在で581事業所が参加しています。



### 3) 商店街リサイクル

商店や事業所が集まっているメリットを活かし、商店街単位で参加することにより安価に古紙(主に段ボール)を回収できます。商店街の中に古紙を回収する拠点を設け、指定曜日・時間に各商店から古紙を持ち寄ります。平成23年3月31日現在で2,180店舗、23商店街が参加しています。

## (5) 地域での指導

単身者・外国人世帯の多い集合住宅では、ごみ出しルールが周知されていない場合があり分別の不徹底が見られることがあるため、戸別に英語・中国語・ハンガルのチラシを配布する等の対策を講じています。

また、適正排出されていない場合は、適宜ごみの正しい分け方・出し方等を説明し、ごみ出しルールの徹底に努めています。

## (6) 事業所への指導

事業用途に供する延べ床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書等の提出を義務づけています。平成21年度の再利用計画書等の提出件数は700件でした。

また、当該建築物に立ち入りごみの排出実態を調査し、ごみの減量・リサイクルについての指導助言を行っています。

## (7) 集積所における指導

ごみ出しルールの周知徹底を図るため、清掃事務所が中心となって、集積所において区民や事業者との対話を中心とした「ふれあい指導」を行っています。不適正排出者を直接訪問して、家庭ごみは未分別、資源物混入、事業系ごみ混入等について、事業系ごみはごみ処理券の未貼付及び容量不足、未分別、資源物混入等について指導しています。平成22年度の不適正排出に関するふれあい指導は39,353件です。

### (8) 不法投棄防止と資源物抜き取り防止のパトロール

集積所における不法投棄や資源物の抜き取りを防止するために、パトロールを行っています。平成22年度の区及び回収業者によるパトロールは延べ約400件です。

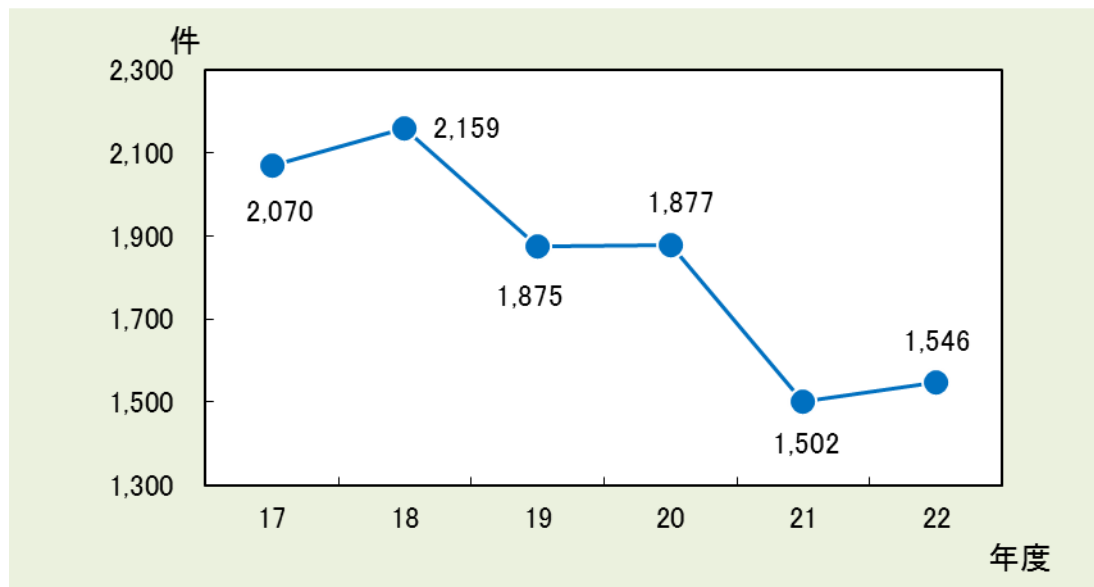


図 3-8 集積所における不法投棄件数

## 6 事業経費

板橋区における資源・ごみの収集運搬経費の推移を表 3-15 に示します。

表 3-15 収集運搬経費の推移

	人口 (人) ※1	収集量 (トン) ※2	収集運搬 経費(千円) ※3	kgあたりの 経費(円)	区民一人あたり の経費(円)
平成17年度	522,970	142,650	2,032,690	14.2	3,887
平成18年度	526,275	140,828	2,017,180	14.3	3,833
平成19年度	529,173	137,368	2,345,510	17.1	4,432
平成20年度	533,576	135,603	1,820,130	13.4	3,411
平成21年度	536,404	132,757	1,895,690	14.3	3,534
平成22年度	536,433	130,915	1,970,900	15.1	3,674

※1 人口は各年度10月1日現在

※2 収集量=可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源

※3 収集運搬経費=雇上車及び直営車に係る経費であり、収集職員・運転職員の人件費は除く。